

日本銀行は、強力な金融緩和の手段として、日銀に預けた当座預金にマイナス金利を課すだけでなく、市場から国債や社債、株式のETFやJ-REITを買い上げています。特に、国債については、通常の形態である利付国債を全年限にわたって買い入れており、そのため、各年限の金利が大きく低下しているのです。

分散投資は、リスクを分散する代表的な手法です。しかし、どんな局面でも大丈夫であるとは限りません。一般的に、株価と金利は逆方向に動くとされますが、現状のように日本銀行が金利を人為的に押下げている中では、株価が下がっても金利は低いままでしょう。また、そもそも国内株式と外国株式の相関がある程度強いのに、近年では、日本株が為替の変動からも影響を受ける傾向があり、国内株式と外国株式だけでなく、外国債券もが揃って同じような動きをすることが見られます。代表的なものが、2008年秋のリーマンショックと呼ばれる時期の値動きです。内外株式が大きく値を崩しただけでなく、激しい円高によって外国債券も円ベースでの利回りがマイナスになりました。国内債券のみは辛うじてプラスの利回りを維持しましたが、他資産のマイナス幅を埋めるほどではありませんでした。結果としては、投資目的で保有していた資産合計の運用利回りがマイナスになってしまったのです。

所得が少ない場合には、源泉分離課税を選択せず、総合課税として20%未満の税率を選択可能な場合もあります。ただし、所得税率が20%未満になるのは、その年の所得金額が330万円以下の場合です。

65-69歳（会社員）は厚生年金の被保険者。

働き方と支払う保険料との関係			
	自営業とその配偶者 など	会社員や公務員	専業主婦（夫）で配偶者 が会社員や公務員の場合
入が義務づけ られている年齢	20歳以上 60歳未満	70歳未満	20歳以上 60歳未満
国民年金の保険料 (金額)	支払う	本人は直接負担せず、 厚生年金制度全体で負担	
厚生年金の保険料 (給与に比例)	(加入しない)	支払う	(加入しない)
階上の区分	国民年金 第1号被保険者	国民年金 第2号被保険者・ 厚生年金被保険者	国民年金 第3号被保険者

会社員や公務員で65～69歳の場合は、原則として、厚生年金の被保険者になりますが、国民年金の第2号被保険者にはなりません。

20歳以上60歳未満のときに退職して無職や自営業になったときは、市区町村の国民年金の窓口で、国民年金の第1号被保険者になる手続きをします。ただし、夫や妻が会社員や公務員（厚生年金の加入者）で、自分自身の年収が130万円未満（専業主婦（夫））になるときは、**夫や妻の勤め先を通じて、国民年金の第3号被保険者となる手続き**をします。

共済年金は厚生年金と似ていましたが、年金額が厚生年金より**2割高**なっていました。

年収1000万円以上は、保険料も増えないが、年金額も増えない。

そこで、将来の企業や現役世代の負担を考えて、**2017年以降は将来の保険料を引き上げないこと**になりました。その代わりに、公的年金の長期的な収入と支出が長期的につり合うように、年金給付の水準を実質的に目減りさせていくことも決まりました。これが、現在の仕組みです。

厚生年金の保険料率=18.3%で固定。

私たちが受け取る公的年金の年金額は、実質的な価値が減らないように、賃金や物価の変化にあわせて、年度ごとに見直されています。しかし、少子高齢化が進む中で保険料が実質的に固定されたので、公的年金の長期的な収入と支出がつり合うまで段々と**実質的に目減り**していきます。

公的年金の長期的な収入と支出がいつつり合うかは、今後の人口や経済の動向で変わります。そのため、少なくとも5年に1度、最新の状況を反映して、将来見通しが計算されています。

2014年に計算された見通しのうち、経済状態がよくなって女性や高齢者がもっと働くようになり、かつ女性が子どもを産む割合（出生率）が現在と同じくらいを維持できた場合には、公的年金に加入していた人が共通して受け取る基礎年金（1階部分）の給付は**2043～2044年度**に、会社員や公務員だった人が基礎年金に上乘せして受け取る厚生年金（2階部分）の給付は**2017～2019年度**に、実質的な目減りを止められる見込みです。実質的な目減りを止めた時以降の年金給付の実質的な水準は、2014年度と比べて、基礎年金が▲29～▲30%、厚生年金が▲2～▲5%目減りする見込みです。

経済状態がよくならなかった場合や少子化がさらに悪化した場合には、公的年金の収入と支出のバランスが悪くなるので、年金給付の目減りを長く続ける必要があります。その場合には、基礎年金（1階部分）が▲36～▲60%、厚生年金（2階部分）が▲7～▲22%、目減りする見込みです。

例えば、賃金や物価の変化に対応する基本的な見直し率が2.0%で、公的年金の加入者数の減少率が1.0%だとします。このときの調整率は、現役世代の減少分の1.0%と、引退世代の増加分の0.3%とを合わせた、1.3%です。そして、最終的な年金額の見直し率は、基本的な見直し率の2.0%から調整率の1.3%を引いた、0.7%となります。

このときの見直し率は、小幅とはいえプラスなので、年金額そのものは増えます。しかし、**年金額が0.7%しか増えないのに、賃金や物価は2.0%伸びているので、年金額の実質的な価値は目減りしていること**になります。

経済学と心理学を融合した行動経済学の研究によると、人間は表面的な金額の変化に気をとられて、**実質的な価値の目減りに気づきにくい**といわれています。この少子高齢化に対応した見直しは、年金額そのものは減らしませんが、年金額の実質的な価値を目減りさせる仕組みなので、注意が必要です。

投資信託の中身に組み込まれる資産には、**価格変動、為替変動、金利変動**、貸付先の倒産など、資産の性質に応じて様々なリスクがあります。そのため投資信託の財産の価格は、上がったたり下がったりを日々続けています。したがって、預金などと異なり、預けた資金が必ずしも保証されるわけではありません

財形制度は、給与から天引きされるために少額ずつ確実に資金を積立てることが（いやおうなしに）できるメリットがあるのですが、現在のような低金利状況ではなかなかうまい運用先がなく、**現在は利用者が減少しているのが実態**です。

CHAPTER 3
14

主な商品・制度の比較表

ここまで紹介した商品・制度を、いろいろな切り口で、もう一度まとめてみました。

主な商品・制度の比較表

	預貯金	投資信託	NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA	iDeCo
個人で加入できるか	個人で加入可	個人で加入可	個人で加入可	個人で加入可	個人で加入可	個人で加入可(制約あり)
誰が使えるか	-	-	国内居住の20歳以上	国内居住の20歳以上	国内居住の19歳以下	20歳以上65歳未満
どこへ行けば、加入できるか	銀行・信用金庫等	証券会社、銀行等	証券会社、銀行等	証券会社、銀行等	証券会社、銀行等	証券会社、銀行等、保険会社
いくら以上、いくらまで使えるか	-	-	1人1口座、年120万円、5年～2023	1人1口座、年40万円、20年～2037	1人1口座、年80万円、5年～2023	職業により異なる
いつまで使えるか	-	-	-	-	-	-
節税メリットはあるか、その条件	拠出時	-	-	-	-	所得控除
	運用時	利息 源泉分離課税 20.315%	源泉分離課税 20.315%	非課税	非課税	非課税
	払出時	-	課税	-	-	公的年金控除等
手数料	なし	資産残高から差引かれる	資産残高から差引かれる	資産残高から差引かれる	資産残高から差引かれる	資産残高から差引かれる
いつでも引き出せるか、やめられるか	自由	自由	自由	自由	18歳まで不可、やめてもよいか、過去全額課税	原則60歳まで引き出し不可、原則解約できない
元本の保証があるか	あり	なし	なし	なし	なし	なし
どの程度有利な運用か、そして損する可能性	ほぼ安全だが、利回りは極めて低い	投資する資産による	投資する資産による	投資する資産による	投資する資産による	投資する資産による
いざというとき、守ってくれるか	預金保険機構 1000万円まで	資産は分別管理のため保護される	資産は分別管理のため保護される	資産は分別管理のため保護される	資産は分別管理のため保護される	資産は分別管理のため保護される

詳しくは、それぞれの商品・制度の紹介のところで、触れていますが、他の商品と比べた場合のメリット・デメリットも知って、自分で納得のいくものを選ぶことが大切です。

なお、下記の表は比較のため、原則のみを記載したものであり、さらに詳しくは個々の商品を取り扱う金融機関に確認する必要がありますので、ご注意ください。

生命(損害)保険		確定給付年金		確定拠出年金		財形			中小企業退職金共済など
個人年金	変額年金	企業が制度導入している時に利用可能	企業が制度導入している時に利用可能	企業が制度導入している時に利用可能	企業が制度導入している時に利用可能	企業が制度導入している時に利用可能	企業が制度導入している時に利用可能	企業が制度導入している時に利用可能	企業が制度導入している時に利用可能
個人で加入可	個人で加入可	-	-	-	-	-	-	-	-
保険会社の取扱年齢	保険会社の取扱年齢	-	-	-	-	-	-	-	-
保険会社(銀行等でも販売)	保険会社(銀行等でも販売)	-	-	-	-	-	-	-	-
保険会社の取扱範囲内	保険会社の取扱範囲内	-	-	-	-	-	-	-	-
所得控除	所得控除	所得控除	所得控除	-	-	-	-	-	-
-	-	非課税	非課税	源泉分離課税 20.315%	非課税	非課税	-	-	-
雑所得として課税	雑所得として課税	公的年金控除等	公的年金控除等	-	住宅資金であれば非課税	雑所得として課税	-	-	-
保険料に含まれている、または積立金から差し引かれる	保険料に含まれている、または積立金から差し引かれる	積立金から差し引かれる	資産残高から差引かれる	-	-	-	-	-	-
解約は自由、解約返戻金は保険料合計を下回ることも	解約は自由、解約返戻金は保険料合計を下回ることも	(個人では不可)	1年以内は不可	-	住宅・年金目的ならば可	-	-	-	-
あり	なし(最低保証付の商品もある)	あり	なし	あり	あり	あり	-	-	-
ほぼ安全だが、利回りは低い	環境次第	ほぼ安全だが、利回りは低い	投資する資産による	ほぼ安全だが、利回りは低い	ほぼ安全だが、利回りは低い	ほぼ安全だが、利回りは低い	-	-	-
生命(損害)保険契約者保護機構 受取額が減額されるケースもある	生命(損害)保険契約者保護機構 受取額が減額されるケースもある	財政状況によっては減額されることも	資産は分別管理のため保護される	保険会社の場合 保険契約者保護機構(受取額が減額されるケースもある)	-	-	-	-	-

ただし、今後の物価水準の変化には注意が必要でしょう。これまでも触れてきたように、公的年金の老齢給付には、おおむね物価水準に連動して給付額の調整される仕組みが盛り込まれています。物価が大きく上昇するような局面では、銀行預金や債券を持っていても、通貨の相対的な価値(購買力といっぴよいでしょう)は、低下してしまいます。公的年金以外に、自分で老後に備える投資については、ある程度の元本保全とともに物価変動への備えを両立させることが望ましいと考えられます。

実は、日本の企業年金の多くは、退職時に一時金で受取る方が税制メリットは大きいので、老齢給付としての年金というよりも、単なる資産形成手段になっている傾向があります。

思ったよりも長生きし蓄積していた資産を食い潰すと、人生の最終局面で辛い思いをすることになるかもしれません。